平成２７年（フ）第１８３号
静岡市駿河区新川２丁目５番30―107号
債務者　杉山　　勇
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６号
静岡市葵区新間260番地の31　蛍ヶ丘団地つつじ棟203号
債務者　野谷　晴代
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２９号
東京都八王子市鹿島18番地１―207
債務者　西川美寿々
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９３号
東京都西東京市保谷町５丁目15番７号野口ハイツ105号
債務者　坂下　康子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２号
静岡県富士市中島153番地の１フレサⅡ103号
債務者　長尾　　宏
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月９日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１４号
沖縄県うるま市字上江洲51番地１　シオンの家17号
債務者　上原　義孝
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２６号
北海道釧路市美原４丁目４番218号　Ｄ10Ｒ218、申立時の住所釧路市鳥取北４丁目12番３号　シルバーハイツ１階３号
債務者　関　　真次
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
釧路市春日町11番18号
債務者　朝田麻里こと　黒瀧八洲子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１７９号
静岡市清水区江尻東１丁目２番34号
債務者　遠藤　一美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５号
長野県佐久市岩村田2531番地１　グリーンパレス佐久Ｃ棟615号室
債務者　関　　博秋
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１５号
長野県佐久市田口4576番地
債務者　細田亜矢子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２１７号
静岡市清水区追分４丁目2065番地の１　静岡市営清水追分団地503号
債務者　坂本　功雄
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１８号
静岡市清水区追分４丁目2065番地の１　静岡市営清水追分団地503号
債務者　坂本　幸江
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６号
熊本県天草市本町新休410番地
債務者　岡部　**徳**子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午前10時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２７３号
東京都東村山市栄町２丁目７番地15クラッシー久米川Ｂ館401
債務者　坪井　嘉幸
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部